

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

| 告 示 | ページ | 選挙管理委員会 | |
|----------------------------------|-----|---|-----|
| ○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (南丹広域振興局) | 151 | ○京都府条例の制定又は改廃等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数 | 153 |
| ○家畜伝染病予防事業の実施 (畜産課) | 〃 | ○京都府議会の解散等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数 | 154 |
| | | ○京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の数 | 〃 |

告 示

京都府告示第87号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和6年3月15日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
亀岡市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、亀岡市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第88号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項及び第6条第1項の規定により、家畜の監視伝染病の発生を予防し、又は予察するための検査及び注射を次のとおり実施する。

令和6年3月15日

京都府知事 西 脇 隆 俊

| 区 分 | 実施の目的 | 実施する 区 域 | 実施の対象となる家畜 又はその死体の種類及 び範囲 | 実施の期日 | 実施の方法 |
|-----------------------------|--|-------------|--|-----------------------------------|--|
| 馬伝染性貧血検査 | 馬伝染性貧血発生 予防のため | 府内一円 | 馬 | 令和6年4 月1日から 令和7年3 月31日まで | 臨床検査、疫学的検査及 び血清学的検査 |
| 馬インフルエンザ 検査 | 馬インフルエンザ 発生予防のため | 〃 | 〃 | 〃 | 臨床検査、疫学的検査及 びウイルス学的検査 |
| ブルセラ症検査 | 牛のブルセラ症発 生予防のため | 〃 | 牛 | 〃 | 臨床検査、疫学的検査及 び血清学的検査 |
| 結核検査 | 牛の結核発生予防 のため | 〃 | 〃 | 〃 | 臨床検査、疫学的検査及 びツベルクリン検査 |
| ヨーネ病検査 | 牛、めん羊、山羊 のヨーネ病発生予 防のため | 〃 | 牛、めん羊、山羊 | 〃 | 臨床検査、血清学的検査、 細菌検査、ヨーニン検査 及びリアルタイムPCR 法による検査 |
| 伝達性海綿状脳症 検査 | 牛、めん羊、山羊 の伝達性海綿状脳 症の発生状況等を 把握するため | 〃 | 〃 牛の死体（牛海綿状脳症 特別措置法（平成14年法 律第70号）第6条第1項 の規定により届出をする ものに限る。）、めん羊 又は山羊の死体（家畜伝 染病予防法施行規則（昭 和26年農林省令第35号） 第9条第2項第6号に規 定するものに限る。） | 〃 | 臨床検査 エライザ法による検査、 ウエスタンブロット法に よる検査及び免疫組織学 的検査 |
| 牛伝染性リンパ腫 検査 | 牛伝染性リンパ腫 発生予防のため | 〃 | 牛 | 〃 | 臨床検査、血清学的検査 及びウイルス学的検査 |
| サルモネラ症検査 | 牛、めん羊、山羊、 豚、鶏、あひるの サルモネラ症発生 予防のため | 〃 | 牛、めん羊、山羊、豚、 鶏、あひる | 〃 | 血清学的検査及び細菌検 査 |
| ネオスポラ症検査 | 牛のネオスポラ症 発生予防のため | 〃 | 牛 | 〃 | 臨床検査及び血清学的検 査 |
| アカバネ病検査 | 牛のアカバネ病発 生予察のため | 〃 | 〃 | 〃 | 臨床検査、血清学的検査 及びウイルス学的検査 |
| アイノウイルス感 染症検査 | 牛のアイノウイル ス感染症発生予察 のため | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| チュウザン病検査 | 牛のチュウザン病 発生予察のため | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| イバラキ病検査 | 牛のイバラキ病発 生予察のため | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 牛流行熱検査 | 牛流行熱発生予察 のため | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| ブルータング検査 | 牛のブルータング 発生予察のため | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 牛ウイルス性下痢 検査 | 牛ウイルス性下痢 発生予防のため | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 牛アデノウイルス 感染症検査 | 牛アデノウイルス 感染症発生予防の ため | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 牛パラインフルエ ンザウイルス感染 症検査 | 牛パラインフルエ ンザウイルス感染 症発生予防のため | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 豚熱検査 | 豚熱発生予防のた め | 〃 | 豚、いのしし | 〃 | 〃 |
| アフリカ豚熱検査 | アフリカ豚熱発生 予防のため | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| オーエスキー病検 査 | 豚のオーエスキー 病発生予防のため | 〃 | 豚 | 〃 | 〃 |
| 豚繁殖・呼吸障害 症候群検査 | 豚繁殖・呼吸障害 症候群発生予防の ため | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 豚流行性下痢検査 | 豚流行性下痢発生 予防のため | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

| | | | | | |
|------------------------------|-----------------------------------|------|-----------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 豚丹毒検査 | 豚丹毒発生予防のため | 府内一円 | 豚 | 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで | 臨床検査、血清学的検査及び細菌検査 |
| 豚胸膜肺炎検査 | 豚胸膜肺炎発生予防のため | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 萎縮性鼻炎検査 | 豚の萎縮性鼻炎発生予防のため | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| トキソプラズマ病検査 | 豚のトキソプラズマ病発生予防のため | 〃 | 〃 | 〃 | 臨床検査及び血清学的検査 |
| 山羊関節炎・脳炎検査 | 山羊関節炎・脳炎発生予防のため | 〃 | 山羊 | 〃 | 臨床検査、血清学的検査及びウイルス学的検査 |
| ニューカッスル病検査 | 鶏のニューカッスル病発生予防のため | 〃 | 鶏 | 〃 | 〃 |
| 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査 | 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ発生予防のため | 〃 | 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥 | 〃 | 〃 |
| 家きんサルモネラ感染症検査 | 家きんサルモネラ感染症発生予防のため | 〃 | 鶏、あひる | 〃 | 臨床検査、血清学的検査及び細菌検査 |
| 鶏伝染性気管支炎検査 | 鶏伝染性気管支炎発生予防のため | 〃 | 鶏 | 〃 | 臨床検査、血清学的検査及びウイルス学的検査 |
| 鶏伝染性喉頭気管炎検査 | 鶏伝染性喉頭気管炎発生予防のため | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 伝染性ファブリキウス嚢病検査 | 鶏の伝染性ファブリキウス嚢病発生予防のため | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 鳥マイコプラズマ症検査 | 鶏の鳥マイコプラズマ症発生予防のため | 〃 | 〃 | 〃 | 臨床検査及び血清学的検査 |
| ロイコチトゾーン症検査 | 鶏のロイコチトゾーン症発生予防のため | 〃 | 〃 | 〃 | 臨床検査、血清学的検査及び寄生虫検査 |
| 腐蛆病検査 | 蜜蜂の腐蛆病発生予防のため | 〃 | 蜜蜂 | 〃 | 臨床検査及び細菌検査 |
| 炭疽予防注射 | 牛の炭疽発生予防のため | 〃 | 牛 | 〃 | 炭疽予防液の皮下注射 |
| 気腫疽予防注射 | 牛の気腫疽発生予防のため | 〃 | 〃 | 〃 | 気腫疽ワクチンの皮下注射 |
| 流行性脳炎予防注射 | 豚の流行性脳炎発生予防のため | 〃 | 豚 | 〃 | 流行性脳炎（日本脳炎）ワクチンの皮下注射 |
| 豚熱予防注射 | 豚の豚熱発生予防のため | 〃 | 〃 | 〃 | 豚熱予防液の皮下注射 |

選挙管理委員会

京都府選挙管理委員会告示第14号

京都府条例の制定又は改廃及び京都府の事務の執行に関する監査の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和6年3月15日

京都府選挙管理委員会
委員長 多賀久雄

41,503人

京都府選挙管理委員会告示第15号

京都府議会の解散並びに京都府の知事、副知事、選挙管理委員、監査委員、公安委員会の委員並びに教育委員会の教育長及び委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和6年3月15日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

359,394人



京都府選挙管理委員会告示第16号

京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和6年3月15日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

| | | |
|---|----------|---------|
| 北 | 区 | 30,053人 |
| 上 | 京 区 | 20,888人 |
| 左 | 京 区 | 41,007人 |
| 中 | 京 区 | 29,445人 |
| 東 | 山 区 | 9,413人 |
| 山 | 科 区 | 36,079人 |
| 下 | 京 区 | 21,561人 |
| 南 | 区 | 27,178人 |
| 右 | 京 区 | 53,449人 |
| 西 | 京 区 | 40,066人 |
| 伏 | 見 区 | 74,007人 |
| 福 | 知 山 市 | 20,827人 |
| 舞 | 鶴 市 | 21,553人 |
| 綾 | 部 市 | 8,923人 |
| 宇 | 治市及び久世郡 | 54,796人 |
| 宮 | 津市及び与謝郡 | 11,061人 |
| 亀 | 岡 市 | 24,272人 |
| 城 | 陽 市 | 21,062人 |
| 向 | 日 市 | 15,631人 |
| 長 | 岡京市及び乙訓郡 | 27,164人 |
| 八 | 幡 市 | 19,203人 |
| 京 | 田辺市及び綴喜郡 | 23,655人 |
| 京 | 丹 後 市 | 14,592人 |
| 南 | 丹市及び船井郡 | 12,339人 |
| 木 | 津川市及び相楽郡 | 33,501人 |